

令和5年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するためには必要な制度です。

情報公開制度は、市が持つ情報の開示を請求する権利を定めています。個人情報保護制度は、市が持つ個人情報について、開示・訂正などの権利を保障しています。

■情報公開制度

○開示の請求

市の公文書をどなたでも開示請求できます。5年度の請求の状況は、表1のとおりです。

○行政資料コーナー

情報公開の一環として、市役所2階行政資料コーナーでは、市の刊行物、議会の会議録など

をご覧いただけます。

■個人情報保護制度

○開示・訂正・利用停止の請求

市が持っている自分の個人情報について、開示の請求や、内容が事実と異なると認められる場合に訂正の請求ができます。また、実施機関が法律で定める制限を超えて自分の個人情報を

利用・提供していると認められる場合には、利用停止の請求ができます。

5年度の請求の状況は、表2のとおりです。開示以外の請求はおりませんでした。

■情報公開・個人情報保護審査会

開示などの請求に対する市の

決定に不服がある場合、審査請求や取消訴訟の提起ができます。審査請求があつた場合、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けて、請求に対する裁決を行います。

5年度は表1のとおり、公文書不存在の決定に対する審査請求が2件ありました。

■情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護運営審議会を設置しています。5年度は、情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況などについて報告を行いました。

表1 情報公開制度における請求の状況 (単位：件)

実施機関	開示請求	決定内容				審査請求
		開示	一部開示	不開示	公文書不存在	
市長	市民総合交流拠点施設建設担当	4	2	2		
	法務担当	2	1		1	
	総務課	8	4	4		
	防災安全課	2		2		
	市民課	8		8		
	税課	3	3			
	健康課	2	1			
	介護福祉課	1		1		
	子ども子育て支援課	3	2	1		
	子ども育成課	1		1		
	環境管理課	6		4		
	交通対策課	4		2		2
	建設課	3	3			
	下水道課	5	2	3		
教育委員会	都市計画課	3		3	1	1
	地域開発課	1			1	
	水道部業務課	32	32			
	水道部工務課	9	9			
	教育総務課	29	9	20		
	指導課	3	1		2	
	学校給食課	5	2	3		
	社会教育課	6	2	4		
	スポーツ振興課	7	1	5		
	アキシマエンシス管理課	1	1			
合 計		150	76	64	2	6
※一部開示とは、個人情報などが記載された部分を除いて開示したこと、不開示とは、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報のため開示しなかったこと、公文書不存在とは、その情報を実施機関が持っていないため開示の請求を拒否したことを示します。						
※市長(健康課、環境課、スポーツ振興課)への開示請求のうち4件は取り下げとなりました。						
※市長(都市計画課)は、1件の請求に対して複数の決定をしています。						

表2 個人情報保護制度における請求の状況 (単位：件)

実施機関	開示請求	決定内容			審査請求
		開示	一部開示	不開示	
市長	職員課	1			1
	市民課	3	1	1	1
	税課	1	1		
	生活コミュニティ課	1		1	
	障害福祉課	2	1	1	
	健康課	1		1	
	介護福祉課	14	12	2	
	保険年金課	2		2	
	合 計	25	15	8	2

※一部開示とは、第三者の権利利益を侵害するおそれなどがある部分を除いて開示したこと、不開示とは、その情報を実施機関が持っていないため不開示となつたことを示します。



☆詳しくは、法務担当へ。

